

佐賀バルーンミュージアム展示コンテンツリニューアル業務委託
仕様書

1 事業名

佐賀バルーンミュージアム展示コンテンツリニューアル業務

2 業務目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ観光事業を復活させていくため、マイクロツーリズムの進展による近距離からの誘客に努めるとともに、アフターコロナでのインバウンドの回復に対応していくため、市の観光拠点である佐賀バルーンミュージアムの展示コンテンツをリニューアルするものである。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託料の上限額

18,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※初年度のランニングコスト及び現行展示の撤去処分費用を含む。

※次年度以降のランニングコストについては、本事業の委託料には含まず、別途算出し、見積書を提出すること。

5 業務内容

(1) 現行展示コンテンツの撤去及び処分

佐賀バルーンミュージアムに現在設置されている展示コンテンツ「バルーンから見た世界」を撤去及び処分すること。

※ただし、現行の展示機材を活用する場合はその限りではない。

(2) 新規展示コンテンツの制作

新規展示コンテンツの制作にあたって、下記項目を満たすこと。

- ・展示予定空間（直径6m×高さ3m）を利用し、バルーンを題材としたデジタルコンテンツを1種類制作すること。
- ・上記空間を活かし、新たに展示什器等を設置すること。
- ・密防止などコロナ禍でも利用者が安心して体験できるシステムを組み込むこと。
- ・利用者の動作に応じて起動するなどのインタラクティブ性を持たせること。
- ・利用者に臨場感のある体験を促し、来場者を引き付ける工夫をすること。

(3) 新規展示コンテンツの搬入及び設置

- ・新規展示コンテンツを別紙「図面」に示す場所に搬入及び設置すること。
- ・新規展示コンテンツの設置は、令和4年12月30日までに完了すること。

(4) 保守点検

- ・館内メンテナンス休館期間（令和5年2月上旬を予定）に定期メンテナンスを1回行うこと。
- ・設置機材等に不備が生じた場合には、佐賀市と協議の上、早急に対応すること。
※修復に係る経費については、佐賀市と協議の上、決定する。

6 成果品

- | | |
|-------------------|----|
| ・展示コンテンツ | 1式 |
| ・操作マニュアル及び管理マニュアル | 1式 |
| ・機器等の完成図書 | 1式 |
| ・業務完了報告書 | 1式 |

7 業務の留意事項

- ・契約締結後は、工程表及び図面等を佐賀市に提出すること。なお、詳細な寸法や形状について変更が必要な場合は、佐賀市と協議の上、決定すること。
- ・本業務は、展示企画等の高い専門性が求められるため、過去に展示コンテンツの制作実績がある者を管理責任者として置き、全体を統括すること。
- ・本業務を円滑にかつ適正に実施するため、月2回以上必要に応じて佐賀市と協議でき、緊急の打合せにも2営業日以内に対応できる体制を整えていること。
- ・現行展示コンテンツの撤去及び新規展示コンテンツの設置にあたっては、臨時休館を極力避けられるよう施設内を養生し、安全面に配慮し、細心の注意を払うこと。

8 その他

(1) 守秘義務等について

受託者が本件業務の遂行上知りえた情報を本件業務遂行の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(2) 著作権等について

- ・本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は佐賀市に無償で譲渡し、佐賀市の承諾なしに使用

し、又は、公表してはならない。

- ・受託者は、著作権者人格権を行使しない。
- ・本業務に係るすべての書類及びその内容について、佐賀市の承諾なしに譲渡し、又は、公開してはならない。
- ・本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じたときは、佐賀市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。

(3) 再委託について

- ・受託者は、佐賀市の承諾を得た場合に限り本業務の一部を第三者に再委託できる。
- ・受託者は、再委託を行う場合、書面により佐賀市の承諾を得なければならない。

(4) その他

- ・佐賀市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。
- ・万が一、事故が発生した場合には、受託者は直ちに佐賀市に指示を求め、その指示に従うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合、又は不測の事態の対応等については、双方協議し明確にするものとする。

別紙「図面」

